

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第2号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成27年5月15日専決

亀山市長 櫻井義之

庁用車両による人身事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成27年2月23日午後7時20分頃、亀山市能褒野町地内を走行中、後方確認が不十分であったことから、後方から走行してきたバイクに乗車の相手方と接触した。

2 相手方住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 損害賠償の額

34,600円